

# 「陸前高田市地域防災計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

陸前高田市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の地域に係る防災に関して作成する計画です。

今般、災害対策基本法の改正及び国、県の防災計画の改正が行われました。これらの改正の内容を踏まえ、このたび本計画（素案）を作成したことから、広く市民の皆様からご意見等を伺うため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

お寄せいただいたご意見と市の考え方は、次のとおりです。

さまざまな貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

## 1 意見募集期間

令和5年2月6日（月）から令和5年3月7日（火）まで

## 2 意見の件数

提出者数 2人

意見数 27件

### 3 お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	総則編	<p>総則編の第2節の1.基本理念の(3)の「この計画においては、障がい者や高齢者、外国人等に配慮した防災に関する施策を推進するとともに、「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン（平成27年6月陸前高田市）」の理念を踏まえ、全ての市民が主体的に防災を考え、ノーマライゼーションの意識向上等に努めるものとする。」については、意識向上だけではなく社会構造に関する知識の理解が不可欠である内容であるため、勉強会や研修を行うなどが必要であるので検討いただきたい。なお、ノーマライゼーションの推進と市の理念として（現在）掲げている「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」は矛盾している。ノーマライゼーションという言葉がいなくなることはない。推進し続け、マイノリティが不利益を被らなくなるためには、その言葉が必要である。</p>	<p>防災に関する勉強会や研修会については、出前講座等を開催してまいります。</p> <p>市のまちづくりの理念である「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」については、矛盾しているとは認識しておりません。</p>
2	総則編	<p>総則編の第2節の4.防災関係機関の責務「顔の見える関係を構築して、信頼感を」は大変重要であり積極的に構築していただきたい。災害が起こる日に「顔」の見ていた人がいないことなどもあり得るため、組織同士の連携を積極的に行い「顔が見えなくても信頼を置ける」関係を築いていただきたく思う。例えば、一緒に防災訓練、勉強会を行ったり（市民や多様な民間団体等とも協力し）組織同士で連携の形を構築していただきたく思う。</p>	<p>防災訓練、出前講座等の開催により、顔の見える地域内の関係づくりに努めてまいります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	総則編	<p>総則編の第6節の想定される災害の中に、感染症・疫病が盛り込まれていないので、感染症に関する災害対策も検討いただきたい。新型コロナウイルス感染症は一種の災害であることは今回経験して分かったと思う。平時の社会機能が停止すること、差別や偏見が発生すること、医療機関等がひっ迫すること、様々な格差が生じることなど、災害時に起こることが感染症でも起こるため、災害の一種と認識して対策の計画が講じられる必要があると考える。</p>	<p>感染症対策については、陸前高田市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、これをもとに対応しているところです。</p>
4	地震・津波編 風水害編	<p>両編の第1章第1節について、研修会等の内容と実施回数などを公開していただきたい（計画の中でという意味ではない）。計画に「公開性をもって実施する」などの文言を入れ、市職員がどのような災害の知識を得ているか否か等が見えるようにし、地域の優先順位が見えると良いと思う。災害は平時の優先順位を強化するため、劣位に置かれた問題が後回しにされてしまうので、そのことを地域が認識し公平・公正な地域づくりを平時から実践することに繋がればよいと思う。</p>	<p>研修会等は既に実施しているところであり、今後も継続してまいります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	地震・津波編	<p>津波の防災計画においては、観光名所としている道の駅の避難路・手段を速やかに再構築してほしい。また、気仙中学校の管理について、なぜ市観光交流課なのか理解できない。防災課が管理すべきものであると考える。観光地として位置づける必要があるなら、観光交流課と防災課で連携して管理すればよいと思う。縦割りでは太刀打ちできない事態を経験したまちだからこそ、そうした取り組みをしていくことが「教訓」から学んだことになるのではないか。国道45号も海の近くであるが、一方、高台の避難場所までの道路の数は少ないままである。震災当時、大渋滞が起こったことは皆さんが最もよくご存知と思う。車で避難をしないという前提があるにせよ、地域の交通は圧倒的に車利用者が多いのが現実であり、観光客の多くは車で当市を訪問している。車でも逃げられるようにする必要がある。</p>	<p>道の駅からの津波の避難ルートについては、指定緊急避難場所である気仙小学校までの経路に避難誘導標識を設置するとともに、夜間の避難にも備え、街路灯を整備したところだ。</p> <p>気仙中学校は、防災教育を取り入れた観光施設であることから、観光交流課が管理し、防災の重要性を伝える施設として活用しているところだ。</p> <p>車避難については、今後、基準の策定に向けて検討してまいります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	地震・津波編	<p>第1章の第1節の5.防災文化の伝承に関しては、大変重要であるが「逃げる」ことに偏っていると思うため、逃げられない人の問題や、どういう人が逃げられないのか、なぜ逃げられないという状況があるのかなどを「正常性バイアス」といった個人モデルだけではなく、社会モデルの視点から、伝承をする仕組みを検討していただきたいと思う。災害のない国から来た外国人や当市の災害のリスクを知らない移住者・観光客などにどのような防災文化が伝承されていくとよいかについて、男性だけではない多様な立場の集団で話し合う機会を重ねて、醸成していく必要があると考える。こうしたことが「教訓」であると思うので「教訓」が何を指すのか、またそれを誰が考えてきたのかを可視化していただきたいと思う。また、津波に関しては、海との暮らしといった視点からの防災減災も大変重要かと思う。防潮堤により海と分断されてしまったまちであるため、今後も海に面しているまちなのに海との暮らしに実感が伴わなくなっていくことを懸念する。それは防災文化の伝承を困難にしていく要因でもあると考える。防潮堤の維持管理をどうするかも今後重要な検討事項となると思う。市民で主体的に考えていく必要があるので、そうした自治組織のような仕組みづくりも検討していただきたい。</p>	<p>これからも避難の重要性について周知を図り、安全な避難路の確保に努めてまいります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	地震・津波編	<p>第2章の第9節受援・応援について「ニーズ」の把握は当然重要であるが、本当の災害直後ではプッシュ型の支援が必要だと思う。大規模災害の想定をした上で、必ず求められるものをリストアップし（多様な立場の人たちとで）すぐに支援が届けられるような体制づくりが望ましいと思う。また、「ニーズ」ベースだけではなく、「ライツ（権利）」ベースでの支援体制が重要となると思うので、人権・権利を基盤とした災害支援・受援体制を構築していただきたい（性暴力対策などは明記されて良かった。ただし、トイレの入り口を男女で分けオールジェンダートイレを設置するなどトイレは尊厳に関わる問題一の具体的な記述もほしい。なお、トイレ問題を大事にし、どのようなトイレを平時から設けると災害時に安心できるかなどの記載をしていただきたい）。</p>	<p>地域防災計画において受援計画を定めているところであります。また、支援に関しては、熊本地震においてプッシュ型支援を行ったところであります。今後、トイレ等につきましても、性的マイノリティーの方に配慮した整備を検討してまいります。</p>
8	地震・津波編	<p>第2章の第11節ボランティア活動のなかには「住民のエンパワーメント」の記述や「二次加害」を防ぐことの文言も必要だと感じる。やってもらうだけ、ボランティアによって傷つけられることもあるので、そのあたりのリスクが共有される必要があると思う。</p>	<p>ボランティアが滞りなく活動出来るよう、受入窓口となる社会福祉協議会等と連携を図ってまいります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	地震・津波編	<p>第2章の第13節の5.避難所の設置、運営では、乳幼児がいるなどの理由で避難所に行けない・行きたくないという人もいます。そうした人達のための避難所としてホテルと協力関係を結び、個室を提供できるようにする必要があると思う。体育館などの集合型だけではなく、分散できる避難所体制を構築していただきたい。また、避難所の運営・意思決定の場には「必ず多様な人をバランスよく就かせる」と明記をお願いしたい。かつ、運営に携わる人や仕事に追われる市役所職員の休める環境を作っておくようにしていただきたい。空き家などを活用していくことも良い。なお、当市の本丸公園は一時避難場所となっているが、夜は道が暗く、足場が悪い。手すりもなく、ガケとなっているので混乱時は大変危険と感じた。高齢者や視覚に障がいがある人などが避難するのは困難である。また、頂上にたどり着いても、雨風をしのげるスペースは一部であり、天候が悪い日はそこで避難するだけでは安全とは言い難い。また、登り口の隣（今泉方面）には登れないのに登り口のようなものもあった。不要なものは混乱時にリスクを生むのでなくしていただきたい。</p>	<p>一部の避難路においては、照明を整備しておりますが、その他の避難路について夜間に避難する際は、懐中電灯をご持参いただくようお願いいたします。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
10	地震・津波編	<p>第2章の第14節医療・保健において、当市や日本社会はメンタルヘルスに関する敷居が高いため平時から触れやすくしておくことが重要と思う。研修などでも積極的にメンタルヘルスや支援を求める（援助希求能力）力を高めるよう検討していただきたい。このことについては、災害後の関連死を予防することとつながっていると考える。関連死についての言及を計画にも積極的に盛り込んでいただきたい。また、申請主義で被災後の受援は大変になるため、申請主義の脱却の方法を模索し、計画に盛り込んでいただければ幸いである（せめて、様々なところで申請をしやすいかつ情報が届くように）。</p>	<p>災害発生後においては、心理カウンセラー等により、避難所の巡回を行うこととしております。</p> <p>また、市では、罹災証明書及び被災証明書の申請窓口の一本化を図っております。</p>
11	地震・津波編	<p>第2章の第15節食料・生活必需品の供給では、生活必需品の種類に「生理用品」「妊産婦のためのミルク等」など、女性視点の文言を積極的に追記していただきたい。また、この節に限らず、季節によって被災の影響（関連死を含む）は左右されるので、季節ごとの必需品や季節ごとの災害対策計画を積極的に記載していただきたい。また、14節ともつながるが、常備薬や子どもの遊び道具など、医療・保健に関するものも「必需品」と認識していただきたいと思う。食材も「等」で括っているかと思うが、フルーツやジュース、お菓子など、心がホッとするような（温かいなども）ものも記述していただきたい。</p>	<p>現在、市では、生理用品、乳幼児のミルク等は、指定避難所に備蓄しているところであります。また、季節ごとの必需品、各個人で必要な趣向品等については、各個人で備蓄し、災害時に持参いただくようお願いいたします。</p>



No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
12	地震・津波編	<p>第2章の第16節給水について、生活用水が軽視されやすいので、そのあたりの強調と給水車の配置に関するシミュレーションが計画に盛り込まれるとありがたい。また、水道が通る家などが一部あるとき、そこからの水道料金の負担を誰がするか（国かと）あたりを明記し、安心して使うことができるようにすれば安心と思う。</p>	<p>市では、生活用水につきましても、期限切れの飲料水を避難所に配備するとともに、各家庭におきましても、風呂水等を溜めて活用いただくことをお願いしているところであります。</p>
13	地震・津波編	<p>第2章の第17節応急仮設住宅の供与等及び応急修理も、避難所と同じく、ホテルなどと提携を結び、ホテルで生活できたり、キャンピングカーのようにきちんと雨風をしのごうことができる仮設住宅の供与を積極的に検討していただきたい。なお、仮設等からどのように次の住宅のめどを立てられるかの出口支援についても災害ケースマネジメントを記載するなど、方法や受け取れる支援体制などを明記していただきたい。建設場所においては、公園や学校の校庭など、子どもたちが後回しにされていた現実があると思うので、あらかじめ（これだけ土地も空いているので）事前に計画を立てて、住民と議論をして決めておく仕組みと仮の決定案を明記していただきたい。なお、再建の家等に関しては、気候危機の時代において、「気候シェルター」と呼ばれる建物や段差のない建物など、暮らしを支える家・居住の支援をする必要があると思うので、ご検討いただき、明記していただきたい。</p>	<p>市では、市内の宿泊業者と協定を締結しているところであります。また、仮設住宅の建設場所につきましても、出来る限り事前に定めているところであります。なお、民有地については、迅速に建設出来ない場合があることから、公有地を優先して選定しているところであります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
14	地震・津波編	<p>第2章の第22節文教対策について、オンラインの導入など、学校に行かなくても学べる環境を平時から整備し、災害時に有効に活用できるといいと考える。また、ここにおいては「子どもの権利」に準じて作成していただきたい。子どもには「生きる権利」「育てられる権利」「守られる権利」「参加する権利」があり、それを柱に54条まである。それに照らした案（学ぶだけでなく遊べる・学べる・意見を尊重される・利用されない・休めるなどなど）を盛り込んでいただきたい。災害時は子どももマイノリティとして後回しにされがちである。それでは子どもたちがこのまちに残りたい、帰ってきたいと思うことはなく、過疎化は進む一方となる。積極的に検討し、盛り込んでいただきたい。</p>	<p>子供のみならず、誰もが安心した避難生活を送ることが出来るよう努めてまいります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
15	地震・津波編	<p>第3章の第3節復興計画の作成について、平時に「事前復興計画」に取り組むことを検討していただきたい。災害時に合意形成をはかっていくことはかなり難しいと思う。もちろん民主主義の手法で住民主体の復興（このことも強調していただきたい）が必要であるが、事前復興計画に取り組む習慣があれば、災害が起こったあとに住民が向かう方向を見つけやすい、つかみやすいと思う。また、災害時は残念ながら惨事便乗型資本主義が起こる。大手のゼネコンばかりにお金っていくようになり、地域の文化を知らない中央の理論による復興「支援」が行われ、まちづくりが（住民からすると）勝手に進んでしまうことも起こる。そうしたことについて、客観的な視点を持って第三者が精査する、住民が監視するシステムを設けるなどを積極的に検討していただきたい。さらには、東日本大震災で行った土地区画整理事業は少子高齢化・過疎化の中で機能したかという点と難しいと思っている。どのような事業が想定できるか（国への提言を含め）を事前復興計画で（災害ケースマネジメントの地域版とでもいうような）取り入れられるといいと考える。箱物ばかりの高度経済成長期のような（仮に無料で建てられるとしても）復興は市の負担を増やすだけだと思う。そうしたことも「まちの尊厳を守る」視点からの（たとえば人口減少）時代に沿った復興計画を明示してほしい。</p>	<p>復興計画は、被災状況に基づいて作成されるものであり、本計画では、復旧対策計画において記載しております。なお、本市においては、震災復興計画により、まちづくりを進めているところであり、事前復興を実施しているものであります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
16	地震・津波編	<p>第4章日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画について、浸水エリアがかなり広域になっていると思う。それをもとにした事前復興計画をたてる必要があると思う。津波常習地であり、かつ、東日本大震災で市の中心的機能を失った経験のある当市だからこそ反省し、やり直さなければならないと思う。第6節と第7節は「反省」の視点を持った取り組みが追記されてほしい。</p>	<p>昨年3月に岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、中心市街地も浸水すると示されたところであることから、確実に避難することが重要と認識しているところであり、一方、同じく公表された浸水想定のうち、防潮堤、水門等が機能した場合は、中心市街地は浸水しないとされたことから、生業の復興計画は策定する必要はないものと認識しているところであり、</p>
17	資料編	<p>東北大学との連携協定の記載があるが、東日本大震災クラスになると東北から支援がなされるというのは難しい可能性があるため、その他の大学機関との協定も必要かもしれないと思う。</p>	<p>大学からの支援は被災直後ではなく復旧・復興段階で行われるものであることから、東北地方の大学と協定を結ぶことでも大きな支障はないものと認識しているところであり、</p>
18	その他	<p>福祉避難所については、少子高齢化で住民のほとんどがマイノリティとなりうる時代であることを鑑みると、福祉避難所を特別に指定するだけでは足りず、どの避難所も福祉避難所の機能を有するように進めるべきと考える。ノーマライゼーションの推進、SDGsを進める当市においては、どこにいても公平で誰も取り残されずに避難生活が運営できることが理想であろう。その上では、避難所をすべて福祉避難所となりうるように対策を講じていく必要があると思う。</p>	<p>現在、指定避難所におきましても、マイノリティの方への配慮を行い、準備をしているところであり、</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
19	その他	食糧の備蓄品の中に「宗教の違い」による食べ物も含めていただきたい。また、保存食という乾パンなどに偏ることもあるため「健康で文化的な」生活を送るための「栄養バランスのよい」尊厳のある食糧備蓄をするようお願いしたい。避難者と在宅避難者で「支援を受ける権利」に溝ができないようにという視点から、分配の仕組みにも言及していただきたいと思う。	備蓄食糧については、長期保存及びアレルギー対応食品の備蓄を進めているところです。
20	その他	孤立化対策については、ドローン等の利用の可能性はないだろうか。ロボットの導入など、ここにICTやデジタルの機能を利用する必要があると考える。防災施設について、大型の箱物だけでなく地域の公民館や居場所となっている民間施設などもなりえないものだろうか。	現在、消防本部においてドローンを所有しているところであり、孤立地域が発生した場合の捜索等に活用するため、平時から操作訓練を行っております。また、地域の公民館については、指定緊急避難場所、指定避難所として活用を進めているところでもあります。
21	その他	ライフラインにおいては、備蓄電気だけでなく衛生的な仮設トイレなどを常時から利用できるように、また、水がどのようなルートを辿ってきれいにされているか、ゴミをどのように処理するか（汚物などを含め）を平時から理解しておくことが重要と思う。そうした普及啓発も重要であり、エッセンシャルワーカーの方々の仕事を可視化することも重要と感じる。	下水道が使用出来なくなった際の仮設トイレの配備につきましては、岩手県や災害協定を結ぶ企業等から支援を受ける計画となっております。

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
22	その他	<p>火災予防は、市役所をはじめ、高い建物で火災が起こったときの梯子車の問題をどう解決するかを明示していただきたい。一部の災害の時は他市町村からの支援が期待できるが、東日本大震災のように広域に起こる災害の際には他市町村任せでは無理であり、こうした対策を盛り込んでいただきたいと思う。</p>	<p>平常時において、梯子車が必要な火災が発生した場合は、隣接している消防本部との応援協定により梯子車の要請を行うこととしております。また、大規模災害時においては、県内消防応援協定や緊急消防援助隊により対応したいと考えております。</p>
23	その他	<p>防災ボランティアリーダーに多様な人がなるようにしていただきたい。避難所運営や復興計画作成などのいわゆる意思決定の場に就く人は、高齢男性に偏らず必ず「多様な人を配置すること」を明示してほしい。</p>	<p>本市の避難所運営マニュアルにおいて、多様な人を配置し、運営を行うことを記載しております。</p>
24	その他	<p>業務継続対策における重要な資料などは随時ネット上、また内陸などの連携地域にデータを複数個所にバックアップする必要があると思う。</p>	<p>重要データの保護につきましては、保管体制を強化しているところであります。</p>
25	その他	<p>パブリックコメントについて、もう少し時間を長く設けるとともに、高齢者等にも量や文言を読みやすく、分けて募集していただければ助かる。平時の社会的公正の実現が防災減災につながると基本的に考えている。そうした視点をもっと盛り込まれた計画にいただきたい。空き家問題等様々加速していくため、平時の社会課題の整理をしていただき、それを積極的に解決・活用をしていくことが防災減災の計画につながると思う（例えば空き家を避難所やボランティア団体の宿舎にするなど）。住民参加で社会課題・防災減災を話し合い実践する公的支援が必要と考える。</p>	<p>地域防災計画の簡易版は作成しておりませんが、個々の必要な内容につきましては、マップやマニュアルを作成し、配付しているところであります。</p>

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
26	その他	町内会組織の基礎を早急に策定すること。1人1人のニーズを把握すること。個人情報保護法の法的精神を再確認し、違法性がないかぎりにおいて、個人の情報を収集し、災害時において、プッシュ型の支援を提供できるよう備えるべきである。	地域防災力向上のために、市では、防災組織の結成及び活性化の支援を行っているところであります。今後とも引き続き、研修会、出前講座等の開催を継続し、機能強化を図ってまいります。個人情報については、国が定める指針に基づき、有効に活用する仕組みを構築してまいります。
27	その他	一番大事なのは平時における訓練。より具体的なシミュレーションをするよう求める。なお、中心的オペレーションは市総務課ではなく、消防本部にするべきだと考える。	市では、実災害で有効な内容を検討し、訓練を実施してまいりたいと考えております。なお、防災に関わる施策につきましては、防災局防災課が担当しております。